建設工事における労働環境改善(ウィークリースタンス)の 取組について(お知らせ)

令和6年4月 9日 技 術 監 理 課

令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、建設工事の 労働環境の改善を図ることを目的とし、ウィークリースタンスを推進します。

【取組内容】

時間外勤務及び休日勤務を抑制し、労働環境の改善を行います。

以下のとおりウィークリースタンスを推進します。

受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、次の各号に掲げるウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。

- (1) 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。
 - ① 勤務時間外の打合せの設定は行わない。
 - ② 施工時間外の立会の設定は行わない。
 - ③ 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。
- (2) 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」(休日明けを期限日としない)よう留意する。
- (3) 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。
 - ① ワンデーレスポンス (受発注者からの発議を受領した時点から 24 時 間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。

ただし、十日等の休日は期間から除外する。)を徹底する。

- ② 不必要な資料は求めない、提出しない。
- ③ 現地状況が異なる場合等にあたっては、受発注者間で遅滞なく協 議・調整する。
- ④ 「工事一時中止に係るガイドライン」に則り、適切な措置を執る。
- ⑤ 「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」を遵守し、円滑且つ適切 な手続きを行う。